

コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日 平成 28 年 6 月 30 日
会社名 株式会社動力
会社名（英訳） DORYOKU Co.,Ltd.
本店所在地 愛知県安城市三河安城東町二丁目 3 番 10 号
代表者役職氏名 代表取締役社長 鈴木 竜宏
問合わせ先 管理部 0566-91-3880
U R L <https://doryoku.co.jp/>
コード 1432

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は、次のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、企業価値の最大化を図るために、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが重要と考えております。コーポレート・ガバナンスの強化は経営の最も重要な課題の一つと認識しており、積極的に取り組んでおります。

■ 2. 資本構成

(1) 外国人株式保有比率 10%未満

(2) 大株主の状況

氏名または名称	所有株式数（株）	割合（%）
鈴木竜宏	1,549,800	75.01
高島株式会社	310,000	15.00
杉浦太	116,000	5.61
岩月洋滋	30,000	1.45
神原崇之	30,000	1.45
矢隈有子	30,000	1.45
東海共立鋼業株式会社	200	0.00
合計	2,066,000	100.00

(3) 支配株主（親会社を除く） 鈴木竜宏

(4) 親会社の有無 なし

※（2）大株主の状況は平成 28 年 3 月 31 日現在の状況です。（普通株式と優先株を併せた株式数を基に所有総数を基に所有株式数ベースで表示）

■ 3. 企業属性

(1) 上場取引所及び市場区分 TOKYO PRO Market

(2) 決算期 3月

- (3) 業種 建設業
- (4) 直近事業年度末における（連結）従業員数 100人未満
- (5) 直近事業年度末における（連結）売上高 100億円未満
- (6) 直近事業年度末における連結子会社数 10社未満

■ 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引を行う際には、他の一般的取引条件や市場価格を見ながら合理的に決定しており、現時点におきまして、当社は少数株主の保護に対する方策を適切に履行しております。

■ 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

- (1) 組織形態 監査役設置会社
- (2) 取締役関係
 - ① 定款上の取締役の員数 7名
 - ② 定款上の取締役の任期 2年
 - ③ 取締役会の議長 社長
 - ④ 取締役の人数 7名
 - ⑤ 社外取締役の選任状況 選任している
 - イ. 社外取締役の人数 1名
 - ロ. 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0名
 - ハ. 会社との関係 (1)

氏名	属性	会社との関係 (※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
川上 哲司	他の会社の出身者		○						○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼務している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

二. 会社との関係 (2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
川上 哲司		—	同氏は太陽光発電システム及び建設資材など、幅広い分野において長年の経験と知識を有しております。

(3) 監査役関係

- ① 監査役会の設置の有無 設置していない
 ② 定款上の監査役の数 3名
 ③ 監査役の人数 1名
 ④ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は大会社ではないため会計監査人は設置しておりませんが、監査法人コスモスとの間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携を設けております。

また、当社では、現在までのところ独立した内部監査部門を設置しておりませんが、内部監査担当者との間で、監査実施状況に関して日常的に協議・連携を行っております。

- ⑤ 社外監査役の選任状況 選任している
 イ. 社外監査役の人数 1名
 ロ. 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 0名
 ハ. 会社との関係 (1)

氏名	属性	会社との関係 (※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
深谷雅俊	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
 b その他の関係会社出身である
 c 当該会社の大株主である
 d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼務している
 e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
 f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
 g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
 h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
 i その他

二. 会社との関係 (2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
深谷 雅俊		—	同氏は、公認会計士の資格を有し、会計監査に関するひろい経験・知識が当社の企業価値を高める上で大いに寄与すると考えております。

(4) 独立役員関係

- ① 独立役員の数 0名
- ② その他独立役員に関する事項 該当事項はありません。

(5) インセンティブ関係

- ① 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況
業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保する事を目的としてストック・オプションを付与しております。
- ② スtock・オプションの付与対象者：当社の取締役、従業員

(6) 取締役報酬関係

- ① (個別の取締役報酬の) 開示状況：個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明

平成 28 年 3 月期における当社の取締役報酬は以下のとおりであります。

取締役に支払った年間報酬総額 40,500 千円(社外取締役を除く)

社外監査役に支払った年間報酬総額 2,500 千円

- ② 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無：有
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会の決議に基づく限度額を総額(100,000 千円)の範囲内で、その具体的な配分は取締役会で決定しております。

(7) 社外取締役(社外監査役)のサポート体制

社外取締役及び社外監査役に対し、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしております。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の健全性、透明性及び客観性を高めるため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しており、その概要は以下に記載のとおりであります。

(1) 取締役会

当社の取締役会は常勤取締役 6 名、非常勤取締役 1 名で構成されており、会社の経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則して、経営方針やその他の重要事項について審議、意思決定を行うほか、取締役による職務執行状況を確認しております。取締役会は毎月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。また、監査役が取締役会に出席し、適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能がはたされております。

(2) 監査役

当社は監査役を 1 名選任しており、取締役会への出席を含め、会社業務の監査を実施するとともに、取締役や代表取締役の業務執行を適正性及び適法性の観点から監査しております。

(3) 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、管理部長が内部監査担当者として実施し、管理部の内部監査は、代表取締役が指名する内部監査担当者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、被監査部門に対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることと致しております。

(4) 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、平成28年3月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、小室豊和氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名、その他2名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(5) 内部統制システムの整備状況

業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

■ 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施しておりません。

■ 2. IRに関する活動状況

IR資料のホームページ掲載：当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。

IRに関する部署（担当者）の設置：管理部にて対応しております。

■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況
実施しておりません。

IV 内部統制システム等に関する事項

■ 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部監査は、管理部長が内部監査担当者として実施し、管理部の監査は、代表取締役が指名する内部監査担当者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。監査結果は、代表取締役及び被監査部に報告されるとともに、被監査部門に対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることと致しております。

■ 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念のもと、反社会的勢力に

よる不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対応マニュアル」が定められており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

さらに暴力追放運動推進センターの賛助会員になることで情報交換を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

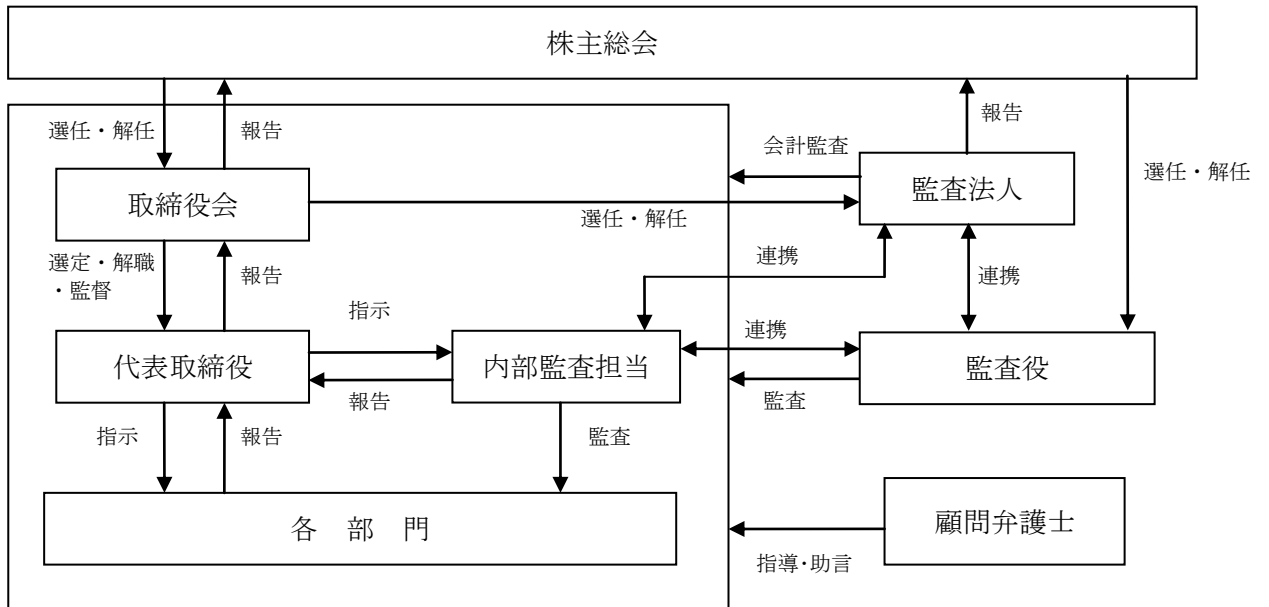
V その他

■ 1. 買収防衛策の導入の有無 なし

■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



(2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりです。

